

令和 7 年

第 11 回大洗町農業委員会総会議事録

大 洗 町 農 業 委 員 会

第 11 回 大洗町農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 0 月 2 7 日（月） 午後 5 時 2 0 分

令和 7 年 1 0 月 2 7 日大洗町農業委員会が大洗町役場会議室に招集されたので、会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

議案第 2 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用配分及び集積計画の決定に係る承認について（農地中間管理事業）

議案第 2 6 号 農地改良協議について

報告第 1 2 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する専決処理について

報告第 1 3 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する専決処理について

報告第 1 4 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消について

出席委員	2 番 今 村 和 章	3 番 米 川 政 宏
	5 番 勝 村 勝 一	6 番 和 田 淳 也
	8 番 小 沼 正 男	

本日の会議の書記は次のとおりである。

中崎亮二、石橋知之、江橋宏祐

会長は午後 5 時 2 0 分に議長席につき、定数に達したので会議を開く旨を述べ、会議規則第 1 3 条の 2 項により議事録署名人 5 番勝村委員、6 番和田委員を指名する。

議 長	議案第 2 5 号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	〔議案第 2 5 号について説明〕
議 長	本件について、ご意見はございますか。
委 員	〔異議なしの声あり〕
議 長	一同異議なしにより、本案は許可することといたします。

議 長	議案第 2 6 号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	〔議案第 2 6 号について説明〕
議 長	本件につきましては、現地確認を行っておりますので、6 番和田委員より説明をお願いします。

- 6 番 議案第26号について報告します。去る10月23日、農業委員2名、事務局2名と申請人の立会いのもと現地確認を実施しました。当該地は現在休耕中の水田です。耕作していた親族が農業を引退したため、地主が自作できるよう畑に転換したいとのことです。休耕地が活用されるため同意相当と考えます。
- 議 長 本件について、ご意見はございますか。
 委 員 〔異議なしの声あり〕
 議 長 一同異議なしにより、本案に同意することといたします。
- 議 長 続いて報告第12号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
 事 務 局 〔報告第12号について説明〕
 議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
 委 員 〔異議なしの声あり〕
 議 長 一同異議なしにより、本件は報告のとおりといたします。
- 議 長 続いて報告第13号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
 事 務 局 〔報告第13号について説明〕
 議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
 2 番 報告第13号第1項について、当該地の付近には文化財があるが、問題はないのか。
 事 務 局 担当部署に情報を共有します。
 議 長 本案につきまして、他に何かご意見はございますか。
 委 員 〔異議なしの声あり〕
 議 長 一同異議なしにより、本件は報告のとおりといたします。
- 議 長 続いて報告第14号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
 事 務 局 〔報告第14号について説明〕
 6 番 農地法5条に基づく農地転用許可の取消とのことだが、土地の売買はすでにされたのか。
 事 務 局 売買はされていません。許可の取消願いに直近の土地の登記簿が添付されており、所有者の名義に変わりがないことを確認しております。
 2 番 地盤が悪いことが分かり事業を中断したとのことだが、申請事業者は本来、農地転用申請時点で把握しているべきことではないか。適切な審議のためにも、同様のケースがあった際、申請者によく説明を求める必要がある。
 議 長 本案につきまして、他にご意見はございますか。
 委 員 〔異議なしの声あり〕
 議 長 一同異議なしにより、本件は報告のとおりといたします。

本日の会議は以上をもって閉会を宣す。

議長は、午後5時50分に議案及び報告を全て終了したので閉会を宣す。